

環境省

業者に自主的対策促す

産業処理業
温暖化対策

手引きを策定

環境省はこのほど、

「産業廃棄物処理分野における温暖化対策の手引き」を取りまとめ公表した。持続可能な環境への配慮を高め、低炭素社会への転換を目指して、産業処理分野として取り組みの行動や対策技術・制度、導入による効果や支援制度などの情報を示し、処理業者による自主的な温暖化対策の実施を促している。また、産業

処理分野という3Rと適

正処理の双方にかかわり
ノウハウを持つ特性を生
かし、排出事業者や社会
全体への働きかけを通じ
て、より効果的な温暖化
対策の実施を目指す。

産業処理分野は国民の
生活環境の保全と循環型
社会形成の推進を図り、
国民の安全・安心を支え
る公共性の高い環境保全
事業で、温暖化対策につ
いては自社で比較的容易

に取り組むことができる

に取組むことができる
省エネルギー、エネルギ
ー転換や余熱利用などの
ほか、3Rの推進が温暖
化対策となることも多
く、特に排出事業者と連
携を深め3Rと相乗効果
を上げる形での取組み
も重要になる。

こうしたことから同省
では昨年「今後の公共関
与施設における温暖化対
策のあり方に関する検討
調査委員会」を開き、温

暖化対策の基本的な考え
方や対策メニューなど
について検討を行った。そ
の後必要な整理を行い、
手引きとして取りまとめ
た。

温暖化対策を実施する
上での基本的な考え方と
しては、①無駄なエネル
ギー消費をなくす②無為
に廃プラ等を燃やさない
③なるべく有機物を埋め
立てない④適正に焼却管
理を行う――の4つを掲
げた。具体的な取組み
としてはグリーン調達、
FSCO事業、バイオマ
ス由来燃料への転換など
を挙げている。

平成21年4月8日
環境新聞